

「排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業」事業Ⅱ よくある質問への回答

2024.10.22時点

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件	「事業終了後の建物・設備等の管理・運営に責任を持つ」とは具体的にどのようなことですか。	公募要領に記載の通り、事業Ⅱにおいては区分に応じた以下期間の設備稼働・生産継続が出来るだけの投資計画や実施体制を備えていることを想定しております。 i) 燃料転換：直接排出で50%以上削減を見込んだ年度から5年間以上、当該設備を稼働すること ii) 製造プロセス転換：間接補助事業終了後5年間以上、当該製品の生産を継続すること iii) 構造転換：燃料転換、製造プロセス転換に準ずる。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	一つの拠点で複数の設備(蒸気ボイラと自家発電)を一旦に切り替えることを申請する場合は、まとめて拠点単位で申請すればよいでしょうか。	事業所単位、設備単位いずれでもとるべきかに関しては、事業者が判断し応答ください。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	1社別拠点で同一または複数の区分(燃料転換、製造プロセス転換)に同時に応募することは可能でしょうか。	可能です。ただし、その場合は別々に申請を提出いただく必要があります。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ②補助対象	建物等取得費とは具体的にどのようなものが対象になるのですか。	建物の新設、建て替え、リフォームに係る費用とこれに併せて実施する附属工事等が対象となります。なお、既存施設の移設費・撤去費は含まれません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ②補助対象	システム整備費とは具体的にどのようなものが対象になるのですか。	間接補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入費(改修含む)、もしくは補助対象経費で使用する設備機械装置を稼働させるため直接的に必要なソフトウェアの購入費が対象となります。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ③投資計画の公表	「投資の計画を対外発表した事業ではないこと」とは、具体的にどのように判断されるのでしょうか。	プレスリリース等において投資の決定を対外発表している場合のほか、決算発表等の自社の方針を対外的に発表する場において、表明された事業ではないことを想定しております。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ③投資計画の公表	投資計画の公表について、補助対象要件に当てはまる設備投資を行う事業であり、中長期経営計画でGXに向けた投資を行うといった文言で対外発表をしたが、仔細については記載していません。こちらは、「交付決定日より前に対外発表をした」とことになるのでしょうか。	個別具体的な投資計画を決定したとして発表されたものでなければ、対外発表されたものにはあたりません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ④投資計画の内容	補助事業終了後、公募要領で指定された期間の生産を継続・または設備の稼働ができなかったときのような取り扱いになるのですか。	事業が計画通り履行されない場合には、事業者が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求めます。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ④投資計画の内容	「事業終了後」とはどのような場合ですか。	建物・設備の取得、設置が完了し、経費が全て支払われることを言います。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ①区分	CO2削減率要件、商用生産開始年度を達成する必要がありますか。達成できない場合どうなりますか。	CO2削減率要件、商用生産開始年度を達成する事業計画等を提出いただくことが必要となります。事業が計画通り履行されない場合には、事業者が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求めます。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ④投資計画の内容	「⑤投資計画の内容」において「やむを得ないと認める事情が生じない限り」とは具体的にどのような事情を指すのでしょうか。	ご質問の件については、個別具体的な事例について、様々な事情を勘案しつつ判断することと考えておりますが、一般論として、社会機能が停止するような大規模災害や感染症の発生等を想定しております。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者	どのような事業者が本事業に申請可能ですか。	公募要領に記載の要件を満たす企業となります。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	事業者の範囲について、GXリーグとは何ですか。	2050年カーボンニュートラル達成に向けて社会変革を目指す企業が、官公庁や学術機関とともに協力して持続的な成長を実現するために、社会的な課題に取り組みプラットフォームです。詳細はGXリーグのHPを確認ください。 <a href="https://gx-league.go.jp/">https://gx-league.go.jp/</a>
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	温暖化対策法における算定報告制度とは何ですか。	平成18年4月1日から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者特定排出者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。詳細は環境省のHPを確認ください。 <a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/</a>
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	事業者の範囲について、「GXリーグ」に加入するのとあるが、必ずしもGXリーグに加入する必要はあるのでしょうか。	必ずしもGXリーグに加入する必要はありません。公募要領1.(3) II 事業者の範囲に記載のとおり、温室効果ガス排出削減のための取組を実施することを要します。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	「その他の温室効果ガスの排出削減のための取組」とはどのようなものでしょうか。	II 事業者の範囲(i)及び(ii)に記載の他の取組について記載してください。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	日本国内にて登記された法人だが、国内の実業実施場所より国外の実業実施場所の方が多く、補助を受けた設備の殆どが国外で使用される予定である場合、対象の事業者となるのでしょうか。	日本国内で実施される事業を対象しており、国外で実施される事業を対象とはしていません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	海外で運営している事業も対象になりますでしょうか。	日本国内で実施される事業を対象しており、国外で実施される事業を対象とはしていません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	日本にて登記されており、事業実施場所を有していれば、外資系の企業であっても本補助金を受け取ることができるのか。	対象となります。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO法人)や中小企業団体等以外の協同組合は申請できますでしょうか。	会社のほか、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、農業法人及び大学法人など、法人格を有していれば申請は可能です。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 II 事業者の範囲	直近の決算において、債務超過となった場合でも申請できますでしょうか。	本事業における事業者の範囲として、公募要領1.(3) II 事業者の範囲」に示す「本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。」に該当することを示していただく必要があります。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	共同申請者数に上限はありますか。	特段の上限はありません。また、リース会社と共同申請を行う場合には企業につきリース会社1社との共同申請を認めます。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース会社を共同申請者とする場合、どのようなリース契約が補助対象となるのでしょうか。	リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。なお、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト調達金利負担、手数料、保険料、税金等を明示して提示してください。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース会社からのレンタル契約でも補助対象となるのでしょうか。	レンタル契約は補助対象とはなりません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース会社からの割賦契約も補助対象となるのでしょうか。	割賦契約はリースには含まれません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については以下を満たしているか確認して下さい。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間の場合は、再リースが選択できる契約であること。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースの場合、補助対象となるのでしょうか。	処分制限期間内に譲渡する前提のリース契約の場合は申請できません。処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	サプライヤー仕入先の中には、補助金申請が得意な企業がありますが、そのため、自社が幹事社となり共同申請することを検討していますが、そのような目的で共同申請することは可能でしょうか。	共同申請の理由に関しては、共同申請者に申請書作成能力があるか否かではなく、申請事業者単独では事業が成立しない場合に認められています。申請事業者単独では事業が成立しないケースは以下の様な事例です。 ●設備投資機能、生産企画機能、生産機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等） ●複数事業者が一体的に製造プロセス転換を行う場合（プロセス転換後の一部工程を別事業者が担う場合等） ●リース会社を利用する場合
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 I 補助要件 ①区分	区分) 燃料転換において、CO2削減率要件に「申請者が定める目標値」とあるが、何%以上などの指定はあるのか？	燃料転換ではあくまで2033年度を目標にScope1で50%以上のCO2削減を達成することが求められており、そこに向けたマイルストーンは各事業者にてご判断いただければと考えています。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	構造転換の区分で申請したものの、審査プロセスにおいて、燃料転換/製造プロセス転換の区分に変更のうえて採択されることはあり得るのでしょうか。	構造転換の区分で申請された案件については、審査プロセスの中で、仮に構造転換の要件等を充足していなかった場合には、燃料転換/製造プロセス転換の区分で審査されます。その際には、構造転換のみによる費用を控除のうえ、燃料転換/製造プロセス転換の区分として審査することを想定しています。したがって、構造転換で申請する場合には、構造転換のみによる費用は分けて明示するなど、製造プロセスと燃料転換の区分しても審査可能となるよう、申請書類に必要情報を記載ください。 その必要情報の例としては、構造転換が有りの場合と無しの場合の2つのバージョンを以下書類で作成してください。 製造プロセス転換については、「様式第3別添1別添2」と「様式第3（PPT）」の1、(13) 投資額の内訳、1、(14) 事業実施計画、3、(1) 経済的基準 に加え、申請する内容を鑑み適宜必要なもの。 燃料転換については、「様式第3別添1別添2」と「様式第3（PPT）」の1、(9) 投資額の内訳、(10) 事業実施計画、3、(1) 経済的基準 に加え、申請する内容を鑑み適宜必要なもの。 なお、構造転換の要件等を充足していない場合に、区分変更を希望しない申請者は、上記の場合分けは不要となります。区分変更を希望しない旨がわかるように、「様式第3（PPT）」の「構造転換とする理由・背景」の様式に記載ください。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	CO2削減量の精算対象範囲は、事業者単位・工場などの事業所単位・設備単位のとれどあるのでしょうか。	事業者各自でご判断いただければ構いません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	「低炭素水素等が調達可能な環境になった場合、低炭素水素等の利用も見込めることができるような需要側の設備とすること」に記載があるが、調達可能な環境にならない場合に事業者側にペナルティなどはありますか。	将来的に何らかの外部環境要因によって低炭素水素等の調達がそもそも困難な状況に陥った場合は事業者側にペナルティは課されませんが、公算時点で低炭素水素等の利用を想定していない申請はご遠慮ください。 また、低炭素水素等の調達が事業者者に起因する理由で調達できなかった場合は、事務局にて協議のうえて補助金の返還を求める場合がございます。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	化学、紙パルプ、セメント以外の業種についても、自社で自家発電設備・蒸気ボイラ等の補助対象設備を保有していれば申請の対象となりますか。	令和5年12月22日公表の「分野別投資戦略」の分野別投資戦略の概要【製造業関連】で示す、多排気製造業4業種のうち化学、窯業・セメント、紙パルプの3業種が事業Ⅱの対象となります。
事業Ⅱ	10.事前着手のための届出・受理の結果通知について	-	採択の前に契約手続きが必要な場合、どのような対応が必要でしょうか。	本家は、補助金交付決定通知後でなく、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）や支出等はできません。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出されます。その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付支払い対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となるのが原則です。 ただし、本補助事業の必要性・緊急性に鑑み、公算要領に基づき事前着手届出を行って受理された場合の事前着手受理通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き入札・相見積などが行われていないと補助対象経費となりません。なお、事前着手の受理は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。
事業Ⅱ	10.事前着手のための届出・受理の結果通知について	-	採択された場合、すぐに補助事業を開始して良いのでしょうか。	補助事業に係る建物・設備の取得に係る発注等については、採択後に本補助金の交付申請を行っていただき、当該交付決定後に実施していただく必要があります。これに先だつての補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）や支出等はできません。
事業Ⅱ	10.事前着手のための届出・受理の結果通知について	-	事前着手の届出を行った際、受理される(受理通知)までに何日程度かかりましてでしょうか。	応募件数や状況によって変動が見込まれる為、2週間程度を想定しております。
事業Ⅱ	10.事前着手のための届出・受理の結果通知について	-	通常の条件で応募した後で、事前着手申請に変更できますでしょうか。	事前着手届出の受付期間内であれば、事前着手届出を受けつきます。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	補助率が「以内」となっているのはどういうことでしょうか。	補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性がありますのでご了承ください。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	設備を設置するために、建物の基礎工事が必要となるが、補助対象となりますでしょうか。	設備機械装置、建物等の取得に必要な不可欠なものは対象となります。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	設備費にはどのようなものが含まれるのか。	間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費を指します。また併せて実施する附属工事費等も含まれます。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	設計費/設備費については、自社の労務費も補助対象になるのでしょうか。	対象となります。

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	建物取得費と設備費はどのような基準で区別すればよいでしょうか。	建物と切り離すことのできない附属設備は原則として建物取得費とし、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び取り付けに必要な経費は設備費とします。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	輸送費は補助対象経費に入りますか	建物取得費や設備費の関連費用として、当該工材・物品の輸送に係る費用は対象となります。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	システム整備費について、市販されているシステムもしくはソフトウェアを購入する費用は該当するのでしょうか。	間接補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入、作成（改修を含む。）に要する経費と、補助対象経費で使用する設備機械装置の稼働のため直接的に必要なソフトウェアは対象となります。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	補助対象経費が「真に必要かつ適切」とは、具体的にどのように判断するのでしょうか。	当該補助対象経費が、当該事業の実施にあたって必要不可欠であること、また、合理的に見て適切であることを判断いたします。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	「申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となります。」と記載がありますが、利益排除の算出方法および提出する証拠(直近年度の決算書等)の指定はありますか。また、上記以外の申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等やグループ会社等)への発注は同様に利益排除の対象、元来「補助対象経費」となりますか。	申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注する経費については、利益を排除した金額で計上される必要があります。算出方法、提出する証拠の指定はありませんが、原価であることが客観的に合理的に分かる資料が必要となります。また、共同申請者でない場合、同一資本関係にある法人や申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等やグループ会社等)への発注は補助対象となります。しかし、その際、グループ企業との取引であることを選定理由とした調達は認められません。(3者見積りや、1者のみである理由の説明が必要)。なお、利益排除の対象とはなりません。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	機械設備の「設置」にかかる費用は補助対象となりますか。	機械設備の設置にかかる費用は補助対象となります。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、補助対象となりますか。	自社所有でない建物等に設置する設備についても補助対象となります。ただし、家賃は対象となりません。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	補助対象とならない費用(補助対象外経費)はどのようなものがありますか。	公募要領「2.対象経費の区分及び補助率について」の注意書きをご参照ください。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	想定する補助対象経費は国内拠点・国内利用だが、経費の支払先は海外の場合、補助対象となりますか。	対象となります。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	1企業あたりの補助金の上限額はありますか。	特段の上限額は設定していませんが、全体の予算額、採択件数等を総合的に勘案して決定いたします。
事業Ⅱ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	1企業あたりの補助金の下限額はありますか。	特段の下限額は設定していません。
事業Ⅱ	5.間接補助事業者の義務等	-	事業に変更があった場合の申請方法を教えてください。	計画変更の申請を行っていただき、承認を受けていただきます。
事業Ⅱ	5.間接補助事業者の義務等	-	補助金受給後に会社が廃業(または解散)する場合、補助金は返還しなければなりませんでしょうか。	会社を廃業(または解散)する場合、補助金の返還が発生する場合があります。
事業Ⅱ	5.間接補助事業者の義務等	-	交付年度中の進捗報告とはどのようなものですか。	詳細決定後に改めて告知させていただきます。
事業Ⅱ	5.間接補助事業者の義務等	-	本事業で取得した設備等について、譲渡等を行う場合どのような手続きが必要でしょうか。	本事業で取得した設備等の譲渡等については基本的に認められませんが、やむを得ない事情により当該取得財産等を処分する必要があるときは、補助事業期間中は事務局、補助事業期間終了後は経済産業省に事前の承認を得る必要があります。
事業Ⅱ	5.間接補助事業者の義務等	-	補助事業が収益を生んだ場合の取り扱いについて教えてください。	本補助事業では、補助事業の事業化により収益を得られたと認められる場合であっても収益納付は求めません。
事業Ⅱ	6.その他	-	補助金の支払いはいつになるのでしょうか。	原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。確定額精算額は、交付決定額に至らない場合もございます。また間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費支払行為の発生や交付要件を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります(概算払い)。
事業Ⅱ	6.その他	-	交付決定前に発注してしまいましたが補助対象になりますでしょうか。	事前着手が受理された場合を除き、交付決定前に既に契約・発注を行った場合は補助対象となりません。
事業Ⅱ	6.その他	-	契約、発注等いつから可能でしょうか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注を行った場合は補助金の交付の対象となりません。ただし、本補助事業の必要性・緊急性に鑑み、公募要領に基づき事前着手届出を行って承認を得た場合の事前着手承認通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き入札、相見積りなど行われていないと補助対象経費となりません。なお、事前着手の承認は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。
事業Ⅱ	6.その他	-	別の補助金・助成事業との併用は可能でしょうか。	国(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出(本申請書の提出以降を含む。)は原則として認められませんのでご注意ください。
事業Ⅱ	6.その他	-	3者見積りの最安値以外の業者に発注は可能でしょうか。	合理的な理由なく、3者見積りの最安値以外の業者に発注した場合、原則として補助対象外となります。過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められません。
事業Ⅱ	6.その他	-	見積りを作成する際、借引きはどのように記載したらよいでしょうか。	当該借引きについて、補助対象経費と補助対象外経費のどちらを対象としたのかを区別して明示してください。
事業Ⅱ	6.その他	-	間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定することは出来るでしょうか。	間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定するには、交付申請書(若しくは計画変更時に抵当権設定を記載し、金融機関の意見書等の添付資料を付けた上で、事前に事務局の承認を受けることが必要です。抵当権設定ができるのは、今回の間接補助事業を実施するために必要な融資のための抵当権に限定され、普通抵当権のみに限ります(抵当権は不可)
事業Ⅱ	6.その他	-	金融機関の意見書とは何ですか。	申請者が補助金を利用して実施しようとするプロジェクトや事業の財務的な健全性や信頼性を評価するために、金融機関が作成する文書です。具体的な内容については、金融機関にご相談ください。
事業Ⅱ	6.その他	-	交付申請期限までに3者見積りは取得できないのですが、本事業への申請はできないのでしょうか。	公募要領「6.その他⑤」に記載の通り、原則として一般競争入札もしくは3者見積り取得する必要があります。一般競争入札もしくは3者見積りの取得が難しい場合には、合理的な理由をご説明いただく必要があります。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (1) 受付期間	締切後の内容の変更は受付可能でしょうか。	申請後の変更はできません。

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (1) 受付期間	交付申請から交付決定までどれくらいの時間がかかりますか。	各企業個別事情によって変動するので回答出来ません
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (2) 提出方法	申請書類の提出は、JGrantsに限りませうか。	JGrantsでの申請のみを受け付けます。FAX及び電子メール、持込、郵送による提出は受け付けません。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (2) 提出方法	JGrantsの操作方法について教えてください。	詳細はJGrantsのホームページをご参照下さい <a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/">https://www.jgrants-portal.go.jp/</a>
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (2) 提出方法	JGrantsのアカウント作成が間に合わなかった場合はどうすればよいですか。	理由の如何を問わず、締切後の申請はできません。特にGビズIDは取得には2-3週間を要する場合もありますので、余裕をもって申請ください。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (2) 提出方法	申請に必要なGビズIDはどのように取得すればよいですか。	以下のURLから、アカウントを申請ください。登録まで2-3週間程度を要する場合もありますので、ご注意ください。 <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/">https://gbiz-id.go.jp/top/</a>
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (2) 提出方法	GビズIDはどのアカウントエントリー/プライム/メンバー等を取ればよいですか。	JGrantsをご利用いただくにはGビズIDの「GビズIDプライムアカウント」が必要です。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (2) 提出方法	GビズIDは取得にどの位の期間がかかるのでしょうか。	2-3週間程かかる場合もございますので、余裕をもってご準備下さい
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (2) 提出方法	申請書類のアップロードに容量制限はありますか。	1ファイル当たり16MBまでとなっております。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (2) 提出方法	申請の取り下げを行いたい、どのような手続きをすればよいですか。	申請の取り下げをご希望される場合、別途コールセンターまでお問合せください。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	申請書類提出後～交付決定前代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に手続きが必要でしょうか。	変更時にコールセンターまでお問合せください。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	添付書類の法人税務申告書別表申告書事業者印、税務署受領印、税理士印付き、定款、履歴事項全部証明書等は原本の送付が必要でしょうか。	原本の提出は不要です。コピー等をご提出ください。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	会社のパンフレット等が無い場合はどうすればよいですか。	会社情報を提出できない法人については、一般的な会社概要が分かる情報を整理し、独自フォーマットで作成ください。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類とありますが、具体的にはどのような書類ですか。	財務三表をご提出ください。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	(財務状況を説明する書類がない)事業開始1年以内の企業は応募することは可能ですか。	応募することは可能です。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	「応募者の概要が分かるもの(パンフレット等)」とは具体的に何を用意すればよいですか。	応募者の事業概要、出資者、役員の一覧が記載されている書類などをご提出ください。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (3) 申請書作成等の問い合わせ先	メールの相談窓口はないのでしょうか。	情報の秘匿性の確保、返信遅れなどによる対応のスピードの遅れを解消するために、お電話での対応とさせていただきます。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	【様式第2 イ添付書類】配置図・設計図の「工場等の配置図」は、工場用地を含めた平面図が良いでしょうか。	指定はありませんが、必要に応じて追加資料を提出していただく可能性があります。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	【様式第2 イ添付書類】配置図・設計図の「工場等の配置図」は、平面図、側面図で問題ないでしょうか。パース図の提出も必要でしょうか。	指定はありませんが、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	様式第3の補足資料「公認会計士の監査報告書」は、有価証券報告書の該当部分の提出で問題ないですか。	有価証券報告書の該当箇所の提出で問題ありません。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	決算報告書は決算短信IFRSでも良いですか。	決算短信でご提出いただいても問題ありません。
事業Ⅱ	7.応募申請書類の提出について	7. 応募申請書類の提出について (5) 提出書類について	様式第3の補足資料「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」について、「出資者」は株主を指している認識で良いでしょうか。また株主上位何位までであれば知っています。役員は出資者の役員のごとくでしょうか。	出資者は株主を指しております。株主の出資比率上位10社名の提出が必要となります。その際、あわせて各株主の出資割合を併記してください。当資料の役員の一覧には御社の役員が記載されている資料をご用意ください。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	審査基準はどのようになっているのでしょうか。	審査基準については、公募要領「採択の審査及び結果通知について」「採択時の主な審査内容」をご参照ください。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	審査は何点満点での評価でしょうか。また、各項目何点でしょうか。	審査基準については、公募要領「採択の審査及び結果通知について」「採択時の主な審査内容」にお示しさせていただいているほか、お答えできません。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	加点要素について、加点は満点を超過して加点されますか。(100点満点で、通常審査のみで90点を取得している状況、加点20点の場合、110点になるか、100点となるか)	加点を含む審査基準については、お答えできません。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	面接審査ではどのような点を審査されるのでしょうか。	①基本的事項の審査 ②経営層のコミット ③産業競争力強化への貢献に関する審査 ④排出削減への貢献に関する審査 ⑤民間企業のみでは投資判断が興に困難な事業であるかに関する審査項目を中心にプレゼンテーション審査を実施します。なお、面接審査には、提案する企業等の代表権を有する者の参加を求めます。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	賃上げ計画の表明はいつまでどのような形で実施すればよいのでしょうか。	⑤人材確保に向けた取組に関する審査項目のイ.加点項目を記載した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ計画の実施を行うことが必要です。賃上げ計画を計画しているにもかかわらず、されなかった場合には、原則として交付決定を行いません。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	賃上げ計画の表明をした場合、賃上げ計画はいつまでどのような形で実施すればよいのでしょうか。	賃上げ計画の表明をした場合、策定した賃金引上げ計画目標が申請年度終了時点で達成できなかった場合(事務局へ期限内に報告をしない場合も含む)は、補助金の返還を求められます。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	従業員または従業員代表者に対して賃上げ計画の表明を行う際、将来の賃上げの実施に際して経営指標等の条件を付すことは可能でしょうか。	今回申請いただく従業員の賃金引上げ計画の表明については、本隔年/本事業年度を対象としており、将来の賃上げの実施については対象外です。

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	賃上げ計画の表明とは、HP掲載等により社外にも公表する必要はあるのでしょうか。	社外への公表は不要ですが、従業員に対する賃上げ表明の実施が必要です。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	既に賃上げを実施している場合はどのように取り扱われるのでしょうか。	本暦年/本事業年度を対象とした賃上げを実施した場合は従業員の賃上げ引上げ計画の表明があったものとして取り扱いたします。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (4) その他	採択された場合、どのような情報が公表されるのでしょうか。	現段階では決まっておりません。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (2) 採否の通知等	不採択となった場合に、再度申請ができる機会はあるのでしょうか。	次回以降の公募があるかは未定です。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (2) 採否の通知等	採択となった場合に、次回以降の公募において再度申請することが可能でしょうか。	次回以降の公募があるかは未定です。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (3) 公募のスケジュール	採択決定してから、補助金の支払まではどの位の期間がかかるのでしょうか。	補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。なお、確定額精算額は、交付決定額に足りない場合もございます。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (3) 公募のスケジュール	採択決定後に辞退をすることは可能でしょうか。	採択決定後に辞退される場合は、速やかにコールセンターまでご連絡ください。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (3) 公募のスケジュール	特に共同申請での申請の場合、補助金の支払先はどこになるのでしょうか。	補助対象経費を負担した事業者に対して補助金を支払います。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知について	8. 採択の審査及び結果通知について (1) 採択時の主な審査内容	面接審査時に「代表権を有する者」の参加を求めます、とあるが代表権を有する者の参加は必須ですか。	本補助要件に「経営層のコミット」を明確に規定していることから、面接審査時は「代表権を有する方」のご参加が必須となります。
事業Ⅱ	9.進捗確認等について	9. 進捗確認等について (1) 事業期間中	事業内容に変更等が生じた場合はどのような手続きが必要でしょうか。	計画変更の申請を行っていただき、承認を受けていただく必要があります。
事業Ⅱ	9.進捗確認等について	9. 進捗確認等について (1) 事業期間中	事業の進捗確認とはどのようなものでしょうか。	企業が表明したコミットメントの実効性を担保する観点から、事業期間にわたって事務局が毎年度、交付決定された事業の進捗を確認することとします。事業が計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は採択審査委員会に準ずる第三者委員会を組成し、審査を行います。第三者委員会では、事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行うこととします。なお、審査の要否判断や審査に当たっては、事業の進捗状況のみならず、市場動向や技術進展の動向、事業環境の変化等を含め、総合的に勘案します。
事業Ⅱ	9.進捗確認等について	9. 進捗確認等について (1) 事業期間中	事業が遅れが生じた場合、どのようにすればよいでしょうか。	事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかに事務局にご連絡ください。なお、予定の期間に事業完了できない場合、別途、事故報告を行っていただく必要があります。
事業Ⅱ	9.進捗確認等について	9. 進捗確認等について (1) 事業期間中	補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還を求められるのでしょうか。	事業が計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は採択審査委員会に準ずる第三者委員会を組成し、審査を行います。第三者委員会では、事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行うこととします。結果として補助金の返還をを求める場合もあります。
事業Ⅱ	9.進捗確認等について	9. 進捗確認等について (1) 事業期間中	毎年の発注と検収状況についての報告が必要ですか。	毎年度3月31日までに提出していただく(遂行状況報告書)によって、発注と検収状況に関する報告をしていただきます。
事業Ⅱ	その他(公募要領外)	課税	補助金の給付がなされた際、その補助金に対して課税されるのでしょうか。課税されるのであればどのような目目でしょうか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。
事業Ⅱ	その他(公募要領外)	様式1	補助事業の完了予定日とはいつ時点のことですか。	建物・設備の取得等が完了し、それらの経費がすべて支払われた時点で補助事業の完了予定日となります。
事業Ⅱ	その他(公募要領外)	事前着手申請	共同申請の場合、事前着手届出の申請者欄も連名にする必要があるのでしょうか。	申請者欄に共同申請するすべての事業者名称を記載してください。
事業Ⅱ	別紙(主に事前着手届出を出される方向け)補助金ルールの基礎説明について	-	事前着手届出を行い、受理されるまでの期間について、発注や契約を行うことができますか。	可能です。jGrants上の申請画面にて「事前着手開始日として認める日」を指定することができます。但し、事前着手が受理されないケースや、事前着手が受理された場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されない場合もございますので、ご注意ください。事前着手届出が受理されなかった場合、交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。また、事前着手受理通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注先への内示や、購入、契約に係る経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。
事業Ⅱ	様式3	-	セグメント分析において、マトリクスを用いる必要はありますか。	例示であり、必ずしもマトリクスを用いる必要はありません。

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業Ⅱ	様式3	-	算出結果は第三者認証が必要でしょうか。	必要ありません。
事業Ⅱ	様式3	-	算出方法に決まりはあるのでしょうか。	国際標準ISO等に準拠していることが望ましいですが、決まりはありません。なお、必要に応じて、追加資料を求めることがあり得ます。
事業Ⅱ	様式3	-	IRRや投資回収期間について、間接補助事業実施前後でどのような値になっていければ良いのでしょうか。	決まった数値はなく、「補助を前提しない場合には、投資計画のIRR(Internal rate of return(内部利益率))及び投資回収期間が投資判断に基く自社の水準には達しない一方、補助対象となることでその水準に達する計画となっていること」を説明いただきたいと考えています。
事業Ⅱ	様式3	-	リスクが大きい方が良いですか。	民間企業のみでは投資判断が真に困難と考えられるリスクについて、加 points します。
事業Ⅱ	様式3	-	事業者毎の経費明細欄の「その他」とは何を書けば良いですか。	補助事業に要する経費において、補助対象経費以外の経費を「その他」に記載してください。
事業Ⅱ	8.採択の審査及び結果通知に関する審査(技術的基準 i)	④ 民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であることに関する審査	「補助対象事業で用いられる技術が、商用目的での使用が限定的であるか」と記載があるが、具体的な判断基準などがありますか。	事業者様にご判断いただいております。そのように考えられた根拠をお示しください。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	石灰からLNGへ燃料転換する際に、必要なインフラが整備されていないため、ガスインフラ整備事業者が新たにパイプライン等を整備することを想定しています。この場合、公募要領p.4 ii)に示す「構造転換」の「既存の供給ラインを抜本的に強化し、地区を越えて近接地域への効率的な供給体制を構築すること」の例に該当しますか	「既存の供給ラインを抜本的に強化し、地区を越えて近接地域への効率的な供給体制を構築すること」の「供給ライン」とは、化学・紙パルプ・セメント等の素材企業側の製品等の供給ラインを指すため、ご質問の事例の場合は構造転換には該当しません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	公募要領p.4 iii)構造転換の記載で、「燃料転換又は製造プロセス転換を行うことに加え、自ら経営効率化を図り」とあるが、経営効率化を図る投資と、燃料転換又は製造プロセス転換する投資に関連性がない場合は対象となりますか。	燃料転換・製造プロセス転換に関連して行う構造転換であることが必要です。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	共同火力発電設備の燃料転換にあたって、補助対象業種(化学、紙パルプ・セメント等)とそれ以外の業種がある場合、以下の3点について考え方を教えてください。 ①表3に定めるCO <sub>2</sub> 削減率50%以上の要件の対象範囲 ②表2に定める発電能力の要件の対象範囲 ③補助対象経費の算定方法	①共同火力発電設備の燃料転換にあたって、CO <sub>2</sub> 排出削減率50%以上を達成する必要があります。 ②補助対象業種(化学、紙パルプ・セメント等)へ供給される発電量の発電能力が3万kW相当以上である必要があります。 ③共同火力発電設備が供給する全ての発電量のうち補助対象業種へ供給される発電量の割合を活用して算出ください。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	自家発電の燃料転換について、自家消費しきれない電力を電力会社ではなく他社に売電している場合は支援対象となりますか。	売電先の企業が本事業の対象業種である場合には対象となります。また、この場合の公募要領の表2に定める発電能力の要件の対象範囲や補助対象経費の算定方法については、上述の質問(共同火力における補助対象の考え方)と同様となります。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	構造転換での申請は、共同申請が必須でしょうか	構造転換の申請にあたり共同申請は必須要件ではありません。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	SPCやJVを組成しての申請は想定されているでしょうか。	公募要領p.5 II 事業者の範囲を満たすJV、SPCが幹事会社となり、JV、SPCの構成企業が共同申請者となることを想定しています。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	燃料転換でのCO <sub>2</sub> 削減率要件が「2033年度を目標：直接排出(Scope 1)で50%以上排出削減」とされています。セメントは石灰石由来のCO <sub>2</sub> 排出があるため単純なScope 1では達成が困難ですが、Scope 1のうちエネルギー由来だけをCO <sub>2</sub> 削減率の積算対象とすることは可能でしょうか。	公募要領p.3表3の注釈で示す通り、CO <sub>2</sub> 削減率は間接補助事業者が合理的な方法で算出することとなっております。本事例の場合、セメントケトンから排出されるScope 1のCO <sub>2</sub> のうち、石灰石由来のCO <sub>2</sub> 排出は製造プロセスから発生するものためCO <sub>2</sub> 削減率の積算には含めず、エネルギー由来のCO <sub>2</sub> 排出量のみをCO <sub>2</sub> 削減率の積算対象とすることは問題ないと考えられます。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	既設の石灰ボイラーにて発電をしている設備を、コージェネレーションシステム(以下、コージェネという。)へ燃料転換する予定です。コージェネは3万kW以上の発電能力を有します(自家発電以外の蒸気利用分を発電能力に換算し合算後)。コージェネへ転換後、蒸気量が減少することとなるが、製造プロセスにて利用している蒸気量を補うために、新たに蒸気ボイラーを追加して製造プロセスの稼働要件を満たすことを検討しています。この場合、新規の蒸気ボイラー単体で新たに3万kWを満たす必要がありますか。それとも、蒸気ボイラーは自家発からコージェネへの燃料転換の中に含まれる関連設備扱いとなり、大本のコージェネが発電能力3万kWを満たしているため、関連設備となる新規の蒸気ボイラーの発電能力は問われませんか。	既存の石灰ボイラーの燃料転換のために、コージェネと蒸気ボイラーを一体的なシステムとして整備する合理的な理由があれば、蒸気ボイラーを補助対象設備として扱うことは可能です。その場合、コージェネと蒸気ボイラーの発電能力換算の合計値が3万kW以上であれば規模要件を満たします。なお、経済合理性の観点に留意することや、他の補助要件を満たす必要があります。
事業Ⅱ	1.事業の目的・補助対象事業者について	I 補助要件 (3) 補助対象事業者 ①区分	自家発電設備の燃料転換を検討しているが、樹脂(化学品)向け設備と繊維向け設備へ電気を供給している場合、按分が必要でしょうか。	本予算事業は、化学、紙パルプ、セメント等のCO <sub>2</sub> 排出削減効果等の要件を満たす自家発電設備等の燃料転換や製造プロセス転換に必要な設備投資に要する経費の一部を補助するものです。本ケースについては、繊維が化学繊維であれば化学に分類されるときは、按分は不要です。